

No. 11

婦人関係資料第三十一号
昭和二十七年三月

六年間の婦人の歩み

労働省婦人少年局

はしがき

これは昨年九月五日、NHK「婦人の時間」に田中婦人課長が放送された原稿に、
最近の数字を補充したものであります

昭和二十七年三月

労働省婦人少年局

六年間の婦人の歩み

戦後六年間の生活のなかでも、一番変化の多かったのは婦人の生活でありましょう。

まず、新憲法が基本的人権と男女の平等を保障したのにもとづいて、民法、教育法、労働法、社会立法、その他いろいろの法律が改正されて、日本婦人の地位は、法律制度の上では世界的水準にまでまたたくまに引きあげられてしまいました。そこで、この六年間は、この高められた法制上の地位に、婦人の実際の状態を合わせようとする努力の歩みであった、と申すことができましょう。

○憲法第十三条

「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」

○憲法第十四条

「すべての国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地によ

り、政治的、経済的、又は社会的關係において差別されない。」

なんといつてもまずオ一にあげなくてはならぬのは、長い間求めてきたえられなかった参政権が婦人に与えられたことです。終戦直後、昭和二十年十二月十五日、選挙法の改正（法律第二十、衆議院議員選挙法の一部を改正する法律）によつて、満二十才以上の男女に平等に参政権が交付され、翌二十一年四月十日、衆議院議員選挙において、婦人ははじめて一票を行使しました。

この結果、三十九名という多数の婦人代議士を国会に送り、戦後の婦人進出ののろしをあげたのです。ついで同様の年の九月二十七日、地方公共団体議会議員の選挙権も定められ、また、二十二年二月二十四日には参議院議員の選挙権が定められて（法律第十一号参議院議員選挙法）、婦人は完全に政治に参加する資格をあたえられました。

○地方公共団体議員の選挙権は、法律第二十号、東京都制の一節を改正する法律、法律第二十七号、道府県制の一節を改正する

そして、婦人は、戦後、三回の衆議院議員選挙、二回の参議院議員選挙及び地方公共団体議員の選挙に投票権を行使してきています。

聚識院議員選考

来

末一回 昭和二年四月一日

才二回 二二、四、二五

才三回

參議院議員選舉

第一回 昭和二、四、二〇

才二回
二五、六
回

地方公共團體職員選挙

才一四
昭和二
二、四、五

2
2
107
III
C

才二回 昭和二六、四、二三

三〇 (湖南) 湖南知事
都道府県會議

昭和二十三年、婦人団体では、婦人かはいめて一葉を授けた四月十日と婦人の日として記念し、集会をもって労務をあげましたか、二十四年度からは、婦人少年局の提唱で、四月十日から一週間を婦人週間として、全国の婦人がその地位の向上のために努力を結集するならわしとなり（今年はお一回の婦人週間をおこないます）けれど、その向、お二回の衆議院議員選挙では婦人議員は十五名に、お三回では十二名に、また、参議院の方は、お一回の十名からお二回のみ名にと、当選者の数はへって求まりましたが、議員の数は次第に向上しつゝ、あります。現任、衆参両院あわせて十二名ずつ、計二十四名の婦人議員がおります。これは議員総数のわずかに三、四パーセントにすぎませんが、婦人議員の比率としては、世界各國に比べて劣るものではないとあります。昭和二十六年度の地方選挙の結果からみると、町村長では、お一回の当選者五名からお二回は四名にへっていますか、県投票地区での当選者はいらると現在六名の町村長がいます。婦人の都道府県公選員はお二回の二十二名から三十四名にふえて

おります。また、市区町村会議員もふえて、当選者は総数で才一回の七九八名から九百六十五名にふえ、無投票地区の当選者を加えると、現在数は約千名に及びます。地盤がなければむずかしいといわれておりました地方選挙にも、婦人は次才に進出してをたわけです。婦人の投票率も、全国平均で、国会議員の選挙では五回パーセントから六八パーセントの向をうごいてゐるか、地方選挙では才一回の七三ハパーセントから八五、八パーセントに上つてゐます。

○参議院議員の才一回当選者十名中、三名は三年議員で、昭和二十五年に資格を喪失したので、才二回の当選者五名とあわせて現在数計十三名となる。

○各國國會への婦人の進出状況

國際聯合經濟社會理事會綱要
一九四七——一九五〇

婦人執員教

此項裁減に
對する者

オーストラリア

ベルヤ
1

カ
ナ
ダ
*

中国

八四

2.
D

キ
エ
ー
バ

デンマーク

ドミニカ共和国

エルサルバドル

フィンランド

フランス

ケ
ワ
テ
マ
ラ

421

イスラエル

日本

二、三、四、五

ル
少
工

ハ
ナ
マ

Figure 1

米
一
斗
三
升
三
合
三
勺
三
撮

二、三

2011

10

平

レ
ガ
イ

(6)

また、新しい教育制度の下では社会教育がとりあげられ、図書館や公民館を利用して成人教育が行われ、ていまずか、成人教育のなかではとくに、婦人の教育を旨として、婦人会や集会がもたれていきます。この新教育を実施するために、教育委員会制度が設けられ、良識ある民間人が委員に選挙されています。現在、全国で、都道府県の教育委員会の委員のなかには三十五名の婦人が選出されています。

つぎに職業への進出をみますと、戦時中にひきつづいて婦人の職業訓練への進出はめざましいものがあります。職場にゆく婦人の数は約三百五十万で、これに家の商売を手つどう婦人、自家営業する婦人、家の装束にしたかう婦人を加えますと、ひろい意味でゆく婦人（就業者）は約千五百万をかぞえます。これは男子就業者の半数以上にあたり、職場にゆく婦人（雇用者）の数では、男子の三分の一にあたりますので、婦人が国の経済に貢献するところはなかなか大きいものです。

○就業者数

（二十六年度五月
総務府統計局「労働力調査」より）

計	三六九八万
男	二二二一万
女	一四八六万

計	一三三九万
男	九八〇万
女	三五九万

職業の種別でいいますと、これまた非常な進出があり、今日では婦人がついている職業はないといつてもよいほどです。製造工業のなかでも、紡織にはたらく婦人は戦時中一時ぐつとへりましたが、再びふえ、約六〇万になっています。商店の売りや事務員は相かわらず多いし、とくに戦後めざましく発展したのは公務にゆく婦人です。従来通り、官庁の事務や経理にゆく婦人の他に、公務員試験をうけて、公務員として正式の道を通つて就任する婦人の数もぐつとふえました。また、婦人児童関係の行政面には婦人の行政官が相当にでたことも新しい傾向です。官公立小中学校の教員のうち、校長の地位についた婦人の数は百二十名以上につけています。法務関係では、現在

○女子組合員数

大正十三年（一九二四）	一三、〇三四
昭和二十一年（一九四六）	一一六四、七八三
二十三年（一九四八）	一五〇七、〇一七
二十六年（一九五一）	一三五二、六二〇

（労働省労働統計調査部編）

賃金についてみますと、二十六年（一九五一）で、月平均現金給与額は、男子一三、〇五一円に対し、女子は六、〇五九円、四六、四パーセントにあたります。全産業平均でみれば、女子の賃金はつねに、四十三パーセントから四十五、六パーセントの間にあります。このように女子の賃金が男子と比べて低い主な原因は、女子労働者の年令が低く、勤続年数短く、扶養家族数が少ないこと、また、専門的、技術的職業や熟練労働につくことが少ないためでありましょう。

○平均年令

男子労働者	三三、五才
女子労働者	二三、八才

婦人で、新文司法試験をパスして、弁護士に資格あるもの十七名、判事補五名、検事二名、と少ないながら毎年ふえてゆきます。また、看護婦、保健婦、栄養士なども、婦人にふさわしい職業としてふえています。

○学校長数

（昭和二十五年四月三十日現在）
文部省調査

高等学校長	一、九〇八
中学校長	一〇、八六六
小学校長	一九、九一四
計	三二、六八八

102/92/100

これらゆく婦人の条件を守る法律として、昭和二十二年九月に制定された「労働基準法」のなかには、男女同一賃金の原則や、多くの母性保護の規定があります。か、ゆく婦人自身も自ら労働条件をまもるための組合活動を活発に行つてきました。婦人組合員は、戦前はわずか一万三千余しかいなかったのですが、戦後百五十万にふえ、婦人部を中心として一時は大々うさかんに活動しましたが、最近はやや積極性を失い、数も百三十五万ほどに減っています。

(7)

平均勤続年数

男

六、六年

女

三、二年

平均扶養家族数

男

三、七五

女

〇、二八

(労働省労働統計調査部「毎月勤労統計」より)

二十六年五月現在

それから一般家庭婦人をみますのに、戦災米びんや母子家庭がふえ、相当生活難にくるしんでいます。婦人少年局で行った女世帯生活実態調査の結果によりますと、全国の女世帯の数は約百九十万と推定されますが、その生活は、男子の世帯主の家庭の七十七パーセント程度のひどい生活をしており、内食や売り食いでささえているものが多いのです。生活保護法の適用をうけている被保護者の数は全国で約二百万、要保護世帯数は約七〇万世帯でその過半数(五五、二%)が母子世帯です。厚生省ではこれらの貧しい家庭の救済に努力しています。

〇女世帯の収入総額(四人換算)

一般世帯

一三、一四八円

女世帯

九、二九七円

(一般世帯に対する女世帯の百分比)

七六、五%

(一九四九、一月、労働省労働統計調査部「女世帯調査」より)

全国要保護世帯数

七〇三、九六〇

被保護者数

二〇四、八六一

(一九五〇九月、厚生省社会局保護課)

目を農村にうつしますと、八〇〇万余の婦人が農業労働にたかつかつて農村生活をささえています。か、これらも、婦人少年局その他の調査によりますと、婦人は野良仕事と家事とで、平均十二、三時間の労働にたかつかつており、過重労働のため健康のいともなほどんどありません。そこで農村生活の改善が叫ばれ、農林省では農村生活改善普及員を送って指導しています。しかし、農家経済がよくならなければ、生活改善もつかしいので、農業協同組合の活動が、真に農家経済の建て直し

に役立ってほしいと、心ある農村婦人は農業協同組合の事業に活発に参加しています。

〇農協婦人組合員数

農協の正組合員となつてゐる婦人の数は、本報告のものとのやいて判明してゐるもので、四七〇、五六四人で男子組合員四、九二二、三八六人にくらべて、約一割である。

主婦の生活のいそがしさは都市でも同様で、毎日十時間半ぐらゐが家事についてやされ、家計のとりもりもなかなかくではありません。そこで、もっと計画化した生活さ、という声か各所におこり、新しい、合理的な生活への運動か全国に火の宇とあげて

〇家庭婦人の生活時間

平日	休日
家事 一〇時四十分	八時四十分
収入をえるための時間 三十分	二〇分
文化的な時間 三十分	四十分
生理的な時間 二時四十分	一〇時四十分

(婦人少年局 二十五年三月期)

一世帯一ヶ月平均支出金額(全都市)

二十六年十月

消費支出総額	五、一六九(二〇〇%)
食料費	八、三九一(一五、三)
被服費	一、九二四(一三、七)
光熱費	七、六八(五、一)
住居費	七、六八(五、一)
雑費	三、三二五(二、九)

このような、一般家庭婦人の生活の向上に大きな役割を果すのは婦人団体活動です。所謂地城婦人団体及び婦人文化団体を合わせて二、八三〇の会員数、五、五二四、七二二(文部省社会教育局、二十六年三月調)をかかえています。特定の目的のもとにあつまる婦人団体として、全国に支部をもつものは、日本婦人有権者同盟、大学婦人協会、民主婦人連盟、民主婦人クラブ、YWCA、キリスト教婦人矯風会、友の会、主婦連合会、米亡人会、取組団体、生活協同組合、全国農協婦人団体協議会などがあります。これらの団体は、戦後の社会状況の変化に即応して、種々困難な攻

ちを迎えました。それぞれ民主的な団体運営方

法を學びつゝ、ようやくその個性がはつきりしてきたようです。

x

x

x

x

こうして、過去六年、あたえられた法制上の地位に、実際の状態をちかづけようと努力してきた日本の婦人は、いま、講和をむかえ、一層複雑で、困難な社会状況にたちむかぬはならないことになりました。婦人は、いま、自分の力で自分たちをさたえあげ、その地位をまもり、さらに発展させなくてはならない段階にきたのです。婦人の資力でこれを成しとげてゆきたいと願います。